

## 東京都の生活相談員

- 1, 社会福祉士
- 2, 精神保健福祉士
- 3, 三科目主事

(四・短大卒者で下記単位取得者。卒業証明書と成績証明書をもって2点を持って証明する)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi8.html>

平成12年度以降の卒業者と平成21年度以降の入学者については、指定科目の読替えができます。

(1)平成12年度以降の卒業者から適用 [\(平成12年9月13日社援第2073号\)](#) [153KB]

(2)平成21年度以降の入学者から適用 [\(平成20年7月31日社援発第0731002号\)](#) [174KB]

#### 4, 上記と同等と認められるもの

資格	必須経験	証明するもの
介護支援専門員		・介護支援専門員証の写し
介護福祉士	特別養護老人ホーム、通所介護事業所、介護老人保健施設および短期入所生活介護において、実務経験が通算で1年以上（勤務日数180日以上）	・勤務先で発行する在職証明書（事業種別、在職期間が確認できるもの） ・登録証の写し
(実務経験のみ)	特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンターの老人福祉施設（介護老人保健施設を含む）で介護の提供に係る計画の作成に関し、1年以上（勤務日数180日以上）の実務経験を有する者 [介護の提供に係る計画の作成に関し経験のある者]	勤務先で発行する在職証明書（職務内容、在職期間が確認できるもの）
(実務経験のみ)	老人福祉施設の施設長経験者[介護の提供に係る計画の作成や処遇等に、専門的な知識経験を有する者] ※※施設長経験者とは、施設長として1年以上の実務経験を有する者とする。なお、施設長の要件としては、社会福祉施設長資格認定講習会の課程を修了した者もしくは社会福祉事業に2年以上従事した者である	勤務先で発行する在職証明書（役職、職務内容、在職期間が確認できるもの）